

いま憲法が揺れている。切迫した具体的理由がないなかで「政治的改憲」ともいって、改憲論議が進んでいる。もう一つは憲法そのものの「圧倒的軽さ」である。解釈改憲が気軽に行われ、社会全体もそれを当然のように受け入れてしまっている。それに軌を合わせるように、憲法の価値と呼ばれる、法治国家や民主主義社会のルール、個々の基本的人権が制約される事態が生じている。これらに對し抗う力より、むしろ時代の要請として受け入れられることが増えることで、憲法そのものの存在感が希薄になつていく。そうしたなかで、あえて憲法21条の表現の自由に拠つて立つことで、その企業活動が成立している「ジャーナリズムなるもの」が何をすべきなのか。逆に言えば、憲法的存在ともいえる新聞は、現在の憲法の「危機」の中でどういつ存在であり続けるべきなのか、この連載の最後にあたつて考えてみたい。

山田健太のジャーナリズム時評

3月の記事から

政治報道と深い関係
現政権の改憲の動きは、日本会議との連動性が高いと指摘されてきた。それは思想のうえでも、運動到達点という面からも言えよう。同団体の拠点の一つが神奈川県

やまだ・けんた 専修大学ジャーナリズム学教授。専門は言論法、ジャーナリズム研究。日本ペンクラブ専務理事。著書に「神編報道」「法とジャーナリズム」第3版「現代ジャーナリズム事典」(監修)「放送法と権力」「ジャーナリズムの行方」



県であることも関連し、活動態を追いかけ、改憲の意味するものを問いつづけてきた数少ないメディアの一つが本紙である。いまや政治に大きな力を有している。同様の活動が、時に教育に大きな影響を与え、また社会全体の愛国心への滋養を進めさせている状況を伝えてきたからである。

しかし結果としては、形成された絶対多数の世論は、各社が実施する世論調査にしても、憲法が古くさいもので、改憲の必要がある、という結果を示している。この結果が改めて向き合う必要がある。たとえ2019年8月の小泉進次郎インタビュー。それは、現政権もとの改憲や、現政権が提示する具体案には反対というものが多く、(そして)19年9月調査結果もその根底の戦争はイヤというところの日本の幅広い共通認識は明らかに変換を見せられている。とりわけ、焦点の戦争放棄を定める9条についても、現政権も含め長く与党を担ってきた自民党の主張が、憲法研究者をはじめ、その同じ与党のほとんどの内閣法制局の政府解釈よりも優位する状況を作ってきたのは、まさに長年の政治報道の「賜物」であると言え

憲法をどう報じるか



新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言を受け、臨時休業をしている横浜赤レンガ倉庫 = 8日午後、横浜市中区

9条に限らず、憲法の価値の存在感がどんどん薄れていっている傾向がある。昨今の新型コロナウイルスを巡ることも、蔓延防止のためなら個人の権利や自由を制限することが当然視される風潮がある。皮肉なことに、最も宣言に及び腰なのが首相で、一般市民は、そして緊急事態宣言の発動を期待している。さらには、外出を禁止するために海外のような前例付きの戒厳令が発動できるような条件整備が必要だ、という声が多い印象だ。

権利軽んじてないか

ないかという仮説である。ここではあえて仮説としておきたい。これまでの政治言論をめぐると多くの研究が、それを裏付けている。そこで言われてきたのは、日本国内の主要な新聞が時の政権に親和的かどうかにかかわらず、自衛隊が憲法規定から距離を置いた存在であること、そのことにより、広く国民の間に、9条を巡るもむなしの機運が醸成されてきたことだ。このことは本紙においても例外ではない。

由は、すべからず私たちが戦後75年大切にしてきた憲法上の自由や権利に他ならない。外出は移動の自由だし、イベント開催は集会の自由そのものである。このことだ。このことも制約することへの躊躇やためらいを、国全体が失った時、それに歯止めをかける働きがジャーナリズムに期待される。この点については、本紙もどうかといえはより強硬な対応を推し進めたのではない。たとえば、感染経路の解明・発表を求めたわけであるが、その結果生じたのは、通信フラットフォンや通信事業者からの、行動履歴情報の提出である。これは、まさに通信の秘密、プライバシーの保護の大きな危機であるが、この点については見当たらなかった。いわば、国益国難に際しては、個人の権利や自由をどうするか、このことを無意識に行っていたのではないかと疑われる。

このことは、コロナに限らない根の深い問題だ。私たちが社会全体で、生活の平穩を求め、私権の制限に鈍感になつてきていくからだ。鈍感といふよりも、むしろ積極的に個人を「殺す」ことを是としてきてはいないか、古くは新しい問題である監視カメラ(道路に

社会の基本を守る役割

「憲法の眼正」には必要だろう。このことは、コロナに限らない根の深い問題だ。私たちが社会全体で、生活の平穩を求め、私権の制限に鈍感になつてきていくからだ。鈍感といふよりも、むしろ積極的に個人を「殺す」ことを是としてきてはいないか、古くは新しい問題である監視カメラ(道路に

設置されたNシステムも同じだが)による行動観察、個人監視は、もはや社会のスタンダードになつてしまった。郵便受けへのチラシのポストイティング(投函)も、総じて拒否反応が弱い。みな、自身の安全や平穩を求め、結果的に個人の人権や自由を手放してきていくといふことだ。

本紙は、こうした中長期的な視野に立つて、社会の基本を守るのが新聞の役割だ。さらに憲法の基本的性格である「国の恣意的権力行使を拘束するもの」という最大原則が揺れている。いま、一層その監視のための活動が求められなくてはならないはずである。にもかかわらず、昨今の記者会見で指摘されるのは記者のだらしないさばかりである。

首相記者会見には神奈川県新聞記者も出席が可能。もちろん、日常の菅官房長官の記者会見も同様である。この点でも本紙は、この会見のなれ合いに對し、自己反省を込めた厳しい記事を書き、話題になったことがあった。こうした姿勢や視点を、いかに忘れずに維持できるか、これはもちろん、一義的には記者に問われるわけだが、読者の側にも問われている。この憲法の価値を身を賭して守る覚悟が、記者そして経営者には求められている。不正義に目をこらさず、権力に對すること、はもろいこと、ビジネスを優先させることは許されたいことだ。この点、フルデジタル時代において、どうしてもITメディア企業に伍していく必要がある。とはいえ、一般企業とは違う社会的存在であることを忘れてはならない。それが憲法メディアである意味だからだ。

※カナロコにプラス解説も。(専修大学教授・山田健太さんのジャーナリズム時評は今回で終了します)